

社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度補助金交付要綱を一部改正する要綱

社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度補助金交付要綱の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(交付の対象及び補助率)</p> <p>第2条 第1条に規定する事業は別表1に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「対象経費」という。）について補助金を交付する。</p> <p>2 対象サービス、対象経費及び補助率は別表1のとおりとする。</p> <p>3 補助金の交付は3月から翌年2月の介護報酬の1年を単位とする。</p>	<p>(交付の対象及び補助率)</p> <p>第2条 第1条に規定する事業は別表1に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「対象経費」という。）について補助金を交付する。</p> <p>2 対象サービス、対象経費及び補助率は別表1のとおりとする。</p> <p>3 補助金の交付は3月から翌年2月の介護報酬の1年を単位とする。</p> <p><u>4 自らの財政状況を踏まえて自主的に社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担軽減を実施することが可能であると申し出た社会福祉法人については、前項に規定する財政措置を受けることなく事業を実施できる。この場合も、財政措置以外の実施方法は「社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度取扱要綱」に定めるとおりとする。</u></p>

改正前

改正後

(別表 1)

対象サービス	対象経費 (軽減対象費用)	補助率
<ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	(1) 旧措置入所者※1 および新規入所者 (10%の利用者負担額、食費、居住費) (2) 生活保護受給者等※3 個室の居住費	<ul style="list-style-type: none"> ○軽減総額が本来受領すべき利用者負担額※2の10%を上回る場合 <ul style="list-style-type: none"> ・軽減総額から本来受領すべき利用者負担額※2の10%を控除した額について $10/10$ ・本来受領すべき利用者負担額※2の10%から本来受領すべき利用者負担額※2の1%を控除した額について $1/2$ ○軽減総額が本来受領すべき利用者負担額※2の10%を下回る場合 <ul style="list-style-type: none"> ・軽減総額から本来受領すべき利用者負担額※2の1%を控除した額について $1/2$
<ul style="list-style-type: none"> 通所介護 介護予防通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 	10%の利用者負担額及び食費	○軽減総額から本来受領すべき利用者負担額※2の1%を控除した額について $1/2$
<ul style="list-style-type: none"> 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 	(1) 生活保護受給者等以外の利用者 10%の利用者負担額、食費、滞在費 (2) 生活保護受給者等※3 個室の滞在費	
<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護 介護予防訪問介護 夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 	(1) 支援措置利用者 軽減後の利用者負担額 (2) その他の利用者 10%の利用者負担額	
<ul style="list-style-type: none"> 小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 複合型サービス 	10%の利用者負担額、食費、宿泊費	

(別表 1)

対象サービス	対象経費 (軽減対象費用)	補助率
<ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	(1) 旧措置入所者※1 および新規入所者 10%の利用者負担額、食費(※4)、居住費(※4) (2) 生活保護受給者等※3 個室の居住費(※4)	<ul style="list-style-type: none"> ○軽減総額が本来受領すべき利用者負担額※2の10%を上回る場合 <ul style="list-style-type: none"> ・軽減総額から本来受領すべき利用者負担額※2の10%を控除した額について $10/10$ ・本来受領すべき利用者負担額※2の10%から本来受領すべき利用者負担額※2の1%を控除した額について $1/2$ ○軽減総額が本来受領すべき利用者負担額※2の10%を下回る場合 <ul style="list-style-type: none"> ・軽減総額から本来受領すべき利用者負担額※2の1%を控除した額について $1/2$
<ul style="list-style-type: none"> 通所介護 介護予防通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業 	10%の利用者負担額及び食費	○軽減総額から本来受領すべき利用者負担額※2の1%を控除した額について $1/2$
<ul style="list-style-type: none"> 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 	(1) 生活保護受給者等以外の利用者 10%の利用者負担額、食費(※4)、滞在費(※4) (2) 生活保護受給者等※3 個室の滞在費(※4)	

改正前	改正後				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1131 197 1458 448"> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・介護予防訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業 </td> <td data-bbox="1460 197 1742 448"> (1) 支援措置利用者 軽減後の利用者負担額 (2) その他の利用者 10%の利用者負担額 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 450 1458 596"> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・複合型サービス </td> <td data-bbox="1460 450 1742 596"> 10%の利用者負担額、食費、宿泊費 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・介護予防訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業 	(1) 支援措置利用者 軽減後の利用者負担額 (2) その他の利用者 10%の利用者負担額	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・複合型サービス 	10%の利用者負担額、食費、宿泊費
<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・介護予防訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業 	(1) 支援措置利用者 軽減後の利用者負担額 (2) その他の利用者 10%の利用者負担額				
<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・複合型サービス 	10%の利用者負担額、食費、宿泊費				
<p>※1 旧措置入所者として、実質的に負担軽減を受けているもの（利用者負担割合が5%以下の者）を除く。ただし、利用者負担割合が5%以下の者であってもユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。</p> <p>※2 本来受領すべき利用者負担額とは、軽減を実施しなかったと仮定した場合の対象サービスの利用者全員から受領すべき利用者負担額を表す。</p> <p>※3 平成25年8月1日又は平成26年4月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において補助事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き補助事業に基づく軽減の対象となる者については、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とする。</p>	<p>※1 旧措置入所者として、実質的に負担軽減を受けているもの（利用者負担割合が5%以下の者）を除く。ただし、利用者負担割合が5%以下の者であってもユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。</p> <p>※2 本来受領すべき利用者負担額とは、軽減を実施しなかったと仮定した場合の対象サービスの利用者全員から受領すべき利用者負担額を表す。</p> <p>※3 平成25年8月1日、平成26年4月1日又は平成27年4月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において補助事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き補助事業に基づく軽減の対象となる者については、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とする。</p>				

改正前	改正後
<p>注) 市町村が直接経営する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については、補助率を軽減総額から本来受領すべき利用者負担額の1%を控除した額について1/2とする。</p>	<p><u>※4 食費・居住費（滞在費）は、特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限り軽減の対象とする。</u></p> <p>注) 市町村が直接経営する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については、補助率を軽減総額から本来受領すべき利用者負担額の1%を控除した額について1/2とする。</p>

附則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、別表1※4については、平成27年8月1日から施行する。